

# 一般社団法人 B-BALLY'd 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 B-BALLY'd と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、バスケットボール競技を通じて、健常者および聴覚障がい者を対象とした育成と強化および交流をおこない、デフバスケットボール（聴覚障がい者がプレーするバスケットボールのことをいう）との積極的な相互発展と健全な普及を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) バスケットボール競技における健常者と聴覚障がい者の相互コミュニケーションの研究
- (2) 健常者および聴覚障がい者のバスケットボール技術に関する調査、研究および指導
- (3) 健常者および聴覚障がい者の選手を対象とした練習会・講習会の開催
- (4) 健常者および聴覚障がい者の選手、指導者および審判員等の養成
- (5) デフバスケットボールとの相互発展をはかる為の各種講習会の開催
- (6) オリンピック・デフリンピック競技大会や世界選手権大会へ向けた選手の育成と協力
- (7) 日本デフバスケットボール協会など関連団体事業への協力
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 一般会員 当法人が行う企画（練習会、講習会など）に参加するために入会した者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、当法人所定の様式により届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議決権)

第16条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を

社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事は、これに署名又は記名押印する。

## 第 4 章 役 員

(理事の設置)

第 22 条 当法人に、理事 3 名以上 5 名以内を置く。

- 2 理事のうちから、代表理事 1 名を定める。
- 3 理事のうちから、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任)

第 23 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

- 2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第 24 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、当法人の業務を執行する。

(任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第 26 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 27 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第30条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第31条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第33条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第35条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	須田 将広
設立時理事	坂本 武彦
設立時理事	三宅 浩史
設立時代表理事	須田 将広

(設立時社員の氏名及び住所)

第36条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所	大阪府枚方市田宮本町10番3号
設立時社員	須田 将広

住所	大阪府枚方市香里ヶ丘2丁目1番地の12
設立時社員	坂本 武彦

住所	愛媛県四国中央市妻鳥町1760番地4
設立時社員	三宅 浩史

(法令の準拠)

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 B-BALLY'd 設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年 月 日

設立時社員	須田 将広	印
-------	-------	---

設立時社員	坂本 武彦	印
-------	-------	---

設立時社員	三宅 浩史	印
-------	-------	---